

建設工事保険の普通保険約款・主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約（普通保険約款および自動セットされる主な特約）の補償内容

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	保険証券に記載された工事現場において、不測かつ突発的な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。 【保険の対象】 工事現場における下記に掲げる物に限りです。 ①保険証券に記載された工事の対象物 ②上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物 ③上記①および②の工事のために仮設される工事用仮設物(電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限りです) ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです) ⑤工事用材料および工事用仮設材 ※上記③から⑤までについては、保険証券に記載された工事専用の物に限りです。 また、次のいずれかに該当する物は、保険の対象に含まれません。 ①据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工事用機械器具ならびにこれらの部品 ②航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 ③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物	お支払いする保険金の額(1回の事故につき)^(注1) $= \text{損害の額(復旧費 - 残存物価額)} - \text{保険証券記載の免責金額【自己負担額】}$^(注2) ただし、ご契約の保険金額(ご契約金額)^(注3)が限度となります。 【損害の額(復旧費 - 残存物価額)】 ・復旧費とは、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。 ・復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額(損害が生じた地および時における保険の対象の価額^(注4)をいいます)とし、損害が生じた保険の対象を復旧することができ、復旧によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額^(注5)を差し引きします。 ・損害の額には、損害が生じた場合に、当社が承認したものに限り、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(以下「損害防止費用」といいます)を含みます。 ・残存物価額とは、損害が生じた保険の対象の残存物の、その損害が生じた地および時における価額をいいます。 (注1) 台風、竜巻、暴風、雹災、降雨等の自然災害による事故は、最初の事故が生じてから保険期間中 72 時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。 (注2) 火災、落雷および破裂・爆発による事故については、免責金額(自己負担額)はありません。 (注3) 保険金額(ご契約金額)は、対象工事の請負契約金額(発注者などより支給される材料、機械、部品などおよび工事用仮設材などが請負契約金額に含まれていない場合はその金額を請負契約金額に加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きします。(以下「請負金額」といいます))となります。 (注4) 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(注5)を差し引いた額をいいます。 (注5) 保険の対象が現に使用されている場合であっても、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 【保険金額が請負金額より低い場合】 ご契約の保険金額が請負金額より低い場合は、下記の算式にて算出した額をお支払いします。 $\text{上記「お支払いする損害保険金の額」} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$ 保険金額は保険金をお支払いした場合でも減額しません。	後掲「5. 各補償項目共通で保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または工事現場責任者の重大な過失または法令違反 ②風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます)が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雹災、雪災または高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。 ③直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等によって生じた損害(保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します)(テロ行為等補償対象外特約)(保険金額15億円以上のみ適用) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます)に対しては、保険金をお支払いできません。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ③上記②以外の放射線照射または放射能汚染 ④直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害。ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。(サイバーインシデント限定補償特約) ⑤コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって保険の対象に生じた損害(日時認識エラー補償対象外特約) 次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ①損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 ②残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ③保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。 ④工事用仮設材として使用される矢板・くい・H型钢鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ⑤保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化 ⑥保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑦湧水の止水または排水費用 ⑧原因が直接であると間接であるとを問わず、被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(建設工事保険追加特約) ⑨芝、樹木その他の植物の枯死の損害(ただし、
費用保険金 取片づけ 残存物	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。 (注)解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、上記損害保険金に含まれないものをいいます。	実費をお支払いします。ただし、損害保険金の6%を限度とします。	

臨時費用 保険金	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用をお支払いします。	損害保険金の 20%をお支払いします。ただし、1 回の事故につき、100 万円を限度とします。	火災によって 7 日以内に枯死した場合を除きます) (植物に関する特約) ⑩ご契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます)により保険の対象に生じた損害(特定台風危険補償対象外特約) など
-------------	---	---	---

【住宅金融支援機構等の公的機関から融資を受けている場合】
住宅金融支援機構等特約火災保険契約等にて保険金が支払われる場合は、その額を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。(特約火災保険契約との調整に関する特約)

2. セットされる主な特約と補償内容

セットされる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
水災危険補償特約	高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れによって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。また、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害に対してもお支払いします。 ※高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによる事故は、最初の事故が生じてから保険期間中 72 時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。	1. 基本契約の補償内容と同じです。 損害保険金のみのお支払いとなります。 ただし、損害の額のうち、土木工事の損害に要した損害防止費用はお支払いしません。
雪災危険補償特約	氷または雪 ^(注) (以下「雪災」といいます)による不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。 (注) 豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。 ただし、下記の損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ・ コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 ・ 除雪費用(損害の生じた保険の対象の修理のために直接要する除雪費用を除きます) ・ 融雪洪水による損害 ※雪災による事故は、最初の事故が生じてから保険期間中 72 時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。	1. 基本契約の補償内容と同じです。 損害保険金のみのお支払いとなります。 ただし、損害の額のうち、土木工事の損害に要した損害防止費用はお支払いしません。
特別費用補償特約	請負金額に含まれない特別費用(損害の生じた保険の対象の復旧に要する急行貨物割増運賃、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金をいいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、航空貨物輸送運賃を除きます。	損害保険金の復旧費に含めてお支払いします。
陸上輸送危険補償特約	工事用材料および工事用仮設材については、陸上輸送用具へ荷積作業を開始した時から工事現場で荷卸を完了するまでの間に、不測かつ突発的な事故により生じた損害に対しても損害保険金をお支払いします。	1. 基本契約と同じです。

3. 各補償項目共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害については、保険金のお支払いの対象にはなりませんので、ご注意ください。

・ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・ 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。	など
---	----

(2025 年 2 月承認)A24-103707